

分散型観光の推進に向けた新たなコンテンツ造成支援事業 FAQ

令和8年6月18日時点

NO	質問	回答
1	宗教団体や政治団体は補助対象者となるのか。	補助対象外とします。（募集要項P3「3. 補助対象者」を参照）
2	法人格を有しない民間団体も補助対象者となるのか。	補助対象とします。（規約等を有し、代表者の定めがあり、財産管理等を適切に行うことができる と認められる団体とします。）
3	DMOの登録のない観光協会でも補助対象者となるのか。	補助対象とします。法人格の有無は問いません。
4	公共の施設も補助対象者になるのか。	自治体が管理している施設は対象外となります。
5	県外に所在する事業者でも補助対象者になるのか。	県内に所在し、補助事業を行う事業者・団体のみ対象となります。
6	同一の事業者が複数応募する事は可能か。	複数の応募も可能とします。
7	補助対象外の事業とはどのような事業か。	イベント開催事業や、プロモーション・備品購入・施設整備が主たる目的（経費）となる事業で す。
8	「旅行者の地理的分散を図る事業(実施場所が能登・加賀・金沢 郊外) 又は 時間的分散（実施時間が夜・朝）を図る事業」につ いて、 ①金沢郊外とはどこを指すか ②夜・朝について、具体的な時間の指定があるか	・県内では、金沢市を中心に、常態化はしていないものの、特定のエリア、時期、時間において観 光客の集中による混雑等、いわゆるオーバーツーリズムが発生しており、その予防的対策の一環と して、当事業を実施するものです。 ・混雑のピークを迎えるエリア、時期、時間は、様々な要因により日々変動するものであるため、 事業者様の申請時の利便性を考慮して、エリアや時間帯は厳密には定めず、個々の申請案件を審査 させていただく際に、その事業がオーバーツーリズムを悪化させるおそれがないかを個別に判断さ せて頂きます。
9	コンテンツ開発に向けたニーズ調査は、採択対象となるのか。	調査のみの事業は対象外です。ただし、一連のコンテンツ開発事業の一部として行う調査事業につ いては、補助対象とします。
10	既存事業の磨き上げに関する事業でも応募出来るのか。	本事業の趣旨に沿った既存事業の磨き上げであれば補助対象としますが、企画内容の磨き上げ・発 展的要素や将来的な需要・継続性などをしっかり示してください。 ただし、すでにブランドイメージが確立されている観光コンテンツの磨き上げについては採択され る可能性が低くなります。
11	申請書類はどこに提出すればよいか。	事業者及び観光関連団体が応募事業を実施する市町の観光振興担当課に対して、申請書類を提出し てください。（募集要項P4「4. 申請者」を参照）

NO	質問	回答
12	なぜ県ではなく事業を実施する市町の観光担当振興課へ申請書類を提出するのか。	本事業は、県と市町が連携してコンテンツ開発の取り組みを支援するものであり、市町が県と同額以上の補助を実施するためです。
13	申請書等に不備などがなく、すべての申請要件を満たしていた場合、必ず本補助金を受けることができるか。	本事業の予算額には上限があるため、補助対象事業は審査により採択を決定します。優れた取り組みから優先的に採択となるため、申請要件および目的に合致していても、予算の上限に達した場合には採択されないことがあります。あらかじめご了承ください。
14	どういった経費が補助対象となるか。	以下の①～③を全て満たしている場合に限り、補助対象となります。 ①募集要項P3「1. 事業の目的」に沿っており、 ②募集要項P3「2. 対象の事業内容及び要件」を達成するために必要で、具体的な効果があることを事業計画書で説明でき、 ③募集要項P4「5. 補助額及び補助対象経費」の「(4) 補助対象経費」に該当する場合。 ※ただし、P5～6の「(5) 対象外経費」に該当する場合は対象外となります。
15	他の補助金との併用は可能か。	原則不可とします。ただし、本補助金とは他の補助金が併用を認めている場合はその限りではありません。当該補助金の事務局へ確認してください。ただし、併用が認められる場合でも、同一経費を重複して補助対象経費として申請することはできません。（募集要項5(4)を参照）
16	事業収入が出た場合の取り扱いはどうなるのか。	補助対象経費から差し引く事とします。 例）補助対象経費300万円として10万円の事業収入が発生した場合は、補助対象経費は290万円となります。
17	事業実施にあたって、事前の概算払をしていただくことは可能か。	事業の実施において必要と認められる場合は、概算払をする事が可能です。
18	補助金の支払いはどのように行われるのか。	支払は、市町から事業者に対して、市町補助分と県補助分を合わせた額が支払われます。
19	取組内容は同様であるが対象地域が異なる事業について、応募は可能か。	可能です。ただし申請者となる全ての市町と十分に協議の上、申請を検討してください。なお、各事業に共通・重複する経費については、事業採択されても減額の対象となる可能性があります。また、採択にあたっては、地域の特性に応じ、新規性や誘客の寄与度も考慮しますので、申請する市町の状況により不採択もしくは減額での採択となる可能性もあります。

NO	質問	回答
20	複数の市町を跨いで実施する、広域な事業の応募は可能か。	可能です。事業を実施する対象地域が複数の市町に跨っている場合は、原則、対象の全ての市町の観光振興担当課に対して申請書類を提出していただきます。 ただし、申請する全ての市町と十分に協議の上、申請を検討してください。また、各市町への申請にあたっては、各対象市町で活動する事業内容・経費を抜粋して提出して下さい。ただし、共通する事業内容・経費がある場合は、全ての対象市町にその事業内容・経費を含めて下さい。（その場合、共通する経費は各市町で重複することとなるため、県・市町で協議の上、経費配分を割振りします。） また、採択にあたっては、地域の特性に応じ、新規性や誘客の寄与度も考慮しますので、申請する市町の状況により不採択もしくは減額での採択となる可能性もあります。
21	事業費の大小は採択結果に影響するか。	影響ございません。
22	事業費の上限額、下限額はあるか。	事業費の上限・下限はありません。
23	交付決定前に事業を始めることができるのか。	補助事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとします。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、申請者は知事に対して、事前協議の上、（仮に、補助金が交付されないことになったとしても異議はないものとして、）交付決定前着手届（別記様式第1号（実施要領第2関係））を提出いただき、その承認をもって着手することができます。